

人口・社会統計部会懇談会議事録

1 日 時 平成21年 8月21日（金）10：00～11：30

2 場 所 総務省第2庁舎 6階特別会議室

3 出席者 阿藤部会長、廣松部会長代理、井上専門委員、嶋崎専門委員、審議協力者（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国立社会保障・人口問題研究所、東京都、大阪府）、事務局（北田内閣府統計委員会担当室参事官、浜東総務省調査官他）、調査実施者（加藤総務省国勢統計課長他）

4 議 題 国勢調査の変更について

5 議 事 録

阿藤部会長 それでは、定刻より少し前ですが、始めさせていただきたいと思います。

本日は国勢調査の最終の部会を予定しておりましたが、野村委員、津谷臨時委員が急遽お休みでございます。

津谷臨時委員は、海外出張から昨日お戻りになって、明日また出発されるということで、少しハードスケジュールなので無理だということでございます。

野村委員は、かぜの症状が出たということで、こういう御時世ですので、少し用心をしてお休みするという事です。

なお、早瀬専門委員については、かねてよりお休みという御連絡をいただいていた。

4人の委員及び臨時委員のうち、お二人が御欠席となりましたので、本日は、部会の開催に必要な過半数を満たすことができていません。したがって、本日は正式な部会として答申案を採択することは、手続き上難しいということでございます。

ただし、お忙しい中をお集まりいただきましたので、御出席の皆様から答申案について、いつもどおり御意見をいただきたいと思います。いただいた御意見を踏まえて、事務局と相談をした上で、後日、議決権を持つ者に持ち回って説明するなどして、適切な手続きを経た上で、9月14日の統計委員会に報告したいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「国勢調査の変更について」の検討を行います。本日は、これまでの部会審議の結果を踏まえまして、私の方で整理いたしました答申案について、御検討をお願いしたいと思います。

答申案の検討を行う前に、前回部会で、母子又は父子世帯の配偶関係の集計に関する御意見がありましたので、これについて、調査実施者から説明をいただくことにしています。

また、「5年前の住居の所在地」の記入時点につきましては、本部会で議論があったと

ころでございますが、これまでの議論を踏まえた調査書類の表記の変更について、これもまた調査実施者から、説明をいただくことにいたしています。

それでは、本日の配布資料及び前回部会の結果の概要について、事務局から説明をお願いします。

浜東総務省統計審査官室調査官 それでは、議事次第の配布資料を御覧ください。今回は資料1といたしまして、「第17回人口・社会統計部会の結果概要」をつけてございます。

資料2といたしまして、「諮問第18号の答申(案)国勢調査の変更について」を付けてございます。

また、審議の参考として、「配偶関係に関する集計の充実について」という資料と、「『5年前の住居の所在地』の記入時点に関する調査票への記載について」という資料をお配りしています。

それでは、資料1に基づきまして、前回の部会の概要について、若干、説明をさせていただきます。

前回7月21日に行われました部会では、阿藤部会長の進行のもとに、調査実施者及び私も事務局から所要の説明を行いまして、続いて論点に沿って国勢調査の変更について、審議が行われました。

まず、「5年前の住居の所在地」については、所在地の記入に当たって調査日現在の市町村名で記載する方法と、5年前当時の市町村名で記載する方法のどちらがよいか、再度整理することとされておりました。この件について、調査実施者から各々の方法でのメリット、デメリット等の資料を基に説明が行われました。

審議の結果、一つの調査に複数の時点を設定した場合、報告者を混乱させるおそれがあることから、原案のとおり調査時点の市町村の名称を記入することが適当とされました。ただし、中には5年前当時の住所で回答するという誤記入も想定されるということで、誤記入を防ぐためにも、「調査票の記入のしかた」等を工夫することに加え、誤記入があった場合にも、調査日現在の市町村の名称への変換作業を正確に行うことが必要とされました。

次に、調査実施者から第3次試験調査の実施状況について報告が行われました。引き続いて、調査方法の変更等について審議が行われました。

まず、封入提出方法の全面導入、郵送提出方式の併用、モデル地域におけるオンライン調査の導入につきまして、調査票の提出に即す措置が講じられていることに加え、精度確保のための措置も講じられていることから、適当とされました。

なお、第3次試験調査の結果では、調査員による回収もかなりの部分を占めているということから、調査員の存在は不可欠である。また、高齢者の調査票の記入を調査員が手伝うなどのことも必要であるということから、今後も調査員の役割は重要であるというような御意見をいただきました。

また、オンライン調査につきましても、利便性、プライバシーの確保の面でメリットがある。また、若年層に対しての有効な調査方法になり得るものであることから、長期的には拡充していく方がよいというような御意見がありました。

次に、コールセンターの設置についてでございますけれども、特に異論はございませんで、その設置については適当とされました。ただし、対応に齟齬が生じないように、適切な対応マニュアルの作成や、報告者が問合せ先を迷うことがないようにすることが必要であるということでした。

また、外国人に対する調査方法等につきましては、約 20 種類の言語に対応した調査票の対訳集や「調査票の記入のしかた」を用意するとともに、外国人調査員の任命や外国人のコミュニティーの活用等、円滑な調査の実施のための措置が配慮されているということが想定されていますので、適当とされました。

引き続き、集計事項について審議が行われまして、集計事項及び公表時期の変更については、特に異論がございませんで、適当とされました。

ただし、現在、「死別」、「離別」、「不詳」の 3 種類の区分で集計されています母子・父子世帯の配偶関係については、「未婚」の区分を追加する必要があるのではないかとの御意見がございまして、このことについては、今回、調査実施者から回答がございました。

また、集計で使用する統計基準については、その使用に際し、一部例外的な措置を適用することにしています。これについては、基準どおりに正確に表章するということでは、調査事項を増やさなければならないということがございますので、報告者負担というものを勘案いたしまして、やむを得ないと判断されました。

なお、そのときに、産業別就業者数の把握の問題については、経済センサスとの関係もございまして、これについては統計全体で検討する検討課題であるということで認識されました。

以上が前回部会の概要ということでございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

前回部会の結果の概要につきましては、このような整理でよろしいでしょうか。

特に御異論がなければ、了解とします。

冒頭に申しましたように、答申案の検討に先立って、まず前回の部会において、津谷臨時委員及び早瀬専門委員から御意見のございました、母子又は父子世帯の配偶関係の集計に利用する分類区分について、調査実施者から説明をお願いします。

加藤総務省国勢統計課長 それでは、前回の部会の指摘事項について、私どもの考えを説明させていただきたいと思えます。

参考として配布した資料の 1 番をお出しいただけますか。タイトルが「配偶関係に関する集計の充実について」という資料でございます。

まず初めに、結果表章上の基本的な考え方ですけれども、調査事項の選択肢の区分をそのまま結果表章するというのが、基本的な考え方です。

ただ、数が非常に小さいものについては、回答区分をまとめています。

前回御指摘のありました、母子世帯を含めた配偶関係の結果数値について、数字の動向を見てみますと、確かに未婚の方が増えていまして、それ以外の例えば離別の方の結果数値に匹敵するような数字にもなってきています。ある程度の結果数値に達すれば表章する

ということです。このようなことから、未婚も含めて表章するというところでございます。

このようなことが結果表章の基本的な考え方ですけれども、それに加えてむしろ今回は配偶関係につきまして、TFR（合計特殊出生率）の1.53ショック以来、少子化問題でいろいろ言われていますけれども、なかなか日本の社会問題として取り上げられることがなかった。むしろ高齢化の方が取り上げられています。しかし、最近になって少子化問題がいろいろと話題になってきています。

少子化問題など、将来のことを考えれば、配偶関係の調査事項から得られる統計は非常に重要な位置付けを持っていますので、今度の国勢調査では、基本的にはすべての表について、配偶関係は、調査票の選択肢である4区分で表章するという考え方にしたいと思っています。

市町村別の表章の場合、非常に細かい数字の表章について、例えば離別と死別はまとめて表章するなどという措置は従来も行っています。今回もこのような措置を講じることがあるかと思えますけれども、配偶関係から得られる統計が非常に重要になってきていますので、考え方としては調査票の選択肢の4区分で、基本的には表章していくということがあります。

以上でございます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、これに関して御意見や御質問はございますか。

廣松委員 私も今の説明でよいと思います。ただ、従来、余り数が多くない場合は統合するというお話でしたが、何かその基準というか、幾つ以下だったら統合するとか、そうでなければ新しく立てるとか、そういう量的な基準はお持ちでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 明確な基準は持ち合わせていませんが、全国結果については、基本的に4区分で表章するという考え方で、これからも踏襲していきます。市町村別の結果表章の場合、例えば20万人又は30万人以上の市であれば、4区分で結果表章して問題ないのですけれども、何千人という人口規模の町村など結果数値が少ないところは、個人が特定される可能性があるということです。

ある程度相対的なものとして、結果表章する区分を統合すると御理解していただければと思います。このように、地域の人口の大きさとの絡みで決めているというふうに、御承知おきいただければと思います。

阿藤部会長 よろしいですか。

廣松委員 はい。

阿藤部会長 ほかにございますか。

それでは、母子世帯又は父子世帯の配偶関係の集計について、論点が挙がったのですが、全般的に配偶関係の統計は、非常に重要なものになってきているという時代の背景もあるので、これについては基本的には4区分で集計するという御説明がございましたが、これでよろしいでしょうか。

（同意あり）

阿藤部会長 それでは、もう一つの「5年前の住居の所在地」に関する検討に移ります。先ほど、前回部会の結果概要にもありましたように、大分議論がございまして、調査実施者の方で御検討いただき、調査票に明記していただけるということです。それでは、調査実施者から御報告をお願いします。

加藤総務省国勢統計課長 はい。それでは、これも前回の部会で指摘された事項について、御説明を申し上げたいと思います。

審議の参考として配布した資料の2番です。

イメージ案をお示ししているのでお分かりいただけるかと思いますが、基本的には「5年前の住居の所在地」は、人口移動を5年スパンでとらえるという趣旨でございます。したがって、5年前と現在の関係を紛れなくする必要はあるというのは、御意見をいただいたとおりでございます。

通常、そんなに市町村合併があるわけではないので、誤記入されてもフォローできますけれど、今回の場合は非常に市町村合併が進んでいるので、対応できない可能性が考えられる。

今回は、特にそういうことに配慮する必要があると考えています。

例えばイメージとしてこのようにしたらどうでしょうかということでございます。これにより、紛れもなくなるだろうと思っています。

ただ、文言については、調査票の設計の関係で、もう少し精査しますが、基本的にはこのイメージで行きたいということでございます。

特に今回は、この前も少し申し上げましたけれども、政令指定都市が幾つかできております。また、来年4月にも政令指定都市が誕生しそうです。今回は、特にこういう措置をする必要があると思っています。

ただ、一方で、ここでも御意見がありましたけれども、それでもなおかつ合併後の市町村が分からないということは当然あると思います。それはそれで構いませんということと、「調査票の記入のしかた」などでフォローしたいと思っています。

それから旧のものから新のものというのは、行政側でデータを持っていることから、そのフォローは全部できますので、万が一、昔の状態で書かれても、処理できる仕組みにしたいと考えています。

阿藤部会長 ありがとうございます。

文面そのもの、細かな表現などについては、更に検討されるということですので、報告者に混乱を与えないものにしていただければと思います。

よろしいでしょうか。井上専門委員、どうぞ。

井上専門委員 基本的な対応はこれでよいと思いますけれど、前にも一度申し上げたのですけれど、誤記入の対応はいろんなバリエーションが考えられると思います。

例えば幾つかの細かい旧町村が合併して、一つの市町村になっている。その中で移動した人というのは、現在の基準で言えば、同じ市区町村内のほかの場所から移動したということで処理されるべきなのですけれど、その移動した本人が市町村間を越えて移動したと

いう認識があるので、かなりの人が他の市町村という答えを、4つの選択肢を選ぶ段階で誤記入されている場合が相当考えられると思いますので、そういう場合も、現在の市区町村の区域で適切に処理されるようにしていただければと思います。

加藤総務省国勢統計課長 はい。確かにこの欄は、例えば調査票の選択肢を見ていただきますと分かるとおり、「他の市町村」の場合だけ市町村名を記入することとしているのですが、実際のところは結構過剰に記入される方が多いです。

そういったものは従来であれば過剰記入として、調査員の段階で消すこととしていました。しかし、今回は過剰記入しても消すことはしない方向で検討しています。これは基本的には過剰記入があっても構わないという考え方です。できるだけ後のフォローでチェックするようにしていきたいと思っています。

もう一つ心配なのは、政令指定都市の場合、非常に大事なのですが、現在のどこの区に該当するか分からないということもあると思います。「同じ市」として記入される場合もあると思います。これについては、個別に市町村が指導するなどして、例えば静岡市のどの町でしたかと照会し、現在の区に読み替えるようにしたいと考えています。このように、特に注意するところは、幾つかあります。調査の実施に当たっては、個別の対応もしていきたいと思っています。

井上専門委員 それであれば大丈夫だと思います。

阿藤部会長 これについては、適切な対応をしていただくよう、よろしく申し上げます。

今回の部会で提示されることになっていた2件を御説明いただきましたので、続いて答申案についての検討を行いたいと思います。

まず、答申案の全体構成について説明をいたします。

最初に前文を記載しています。前文は国勢調査の実施者としての総務大臣から提出された国勢調査の変更の申請に対して、承認権限を有する者としての総務大臣が、変更の承認を行うに当たり、統計委員会に対して意見が求められたことに対して、統計委員会として答申を行うというものであることを意味しています。それを記載したものです。

その前文の下に「1 承認の適否」、「2 理由」及び3ページに「今後の課題」を記載しています。

「承認の適否」と「2 理由」には、今回調査の変更が適当かどうかを記載するとともに、その判断理由等を記載しています。

また、「3 今後の課題」には、次回以降の調査において対応することが適当と認められる事項を整理しています。

「承認の適否」ということについては、個別事項の検討を行っていただいた後で、総合的に確認をするということをしてほしいと思いますので、まず、「2 理由」を御覧ください。

承認の適否を判断する理由については、諮問の概要に対応する形で、「(1)調査事項」、「(2)調査方法等」、それから、2ページ目の下の方で「(3)集計事項」の順番で記載していきまして、この順番で確認を行っていききたいと思います。

なお、答申案につきましては、事前に皆様方にお送りしていますので、ここで特に読み

上げるといふことは省略させていただきます。

それでは、「理由等」の「(1)調査事項 ア 雇用形態の区分の変更」ということで、調査事項に関する変更についてですが、平成22年国勢調査では、「従業上の地位」の「雇われている人」の区分を変更する計画としています。

「これについては、雇用形態の実態の一層的確な把握に資するものであることから、適当」としています。これについて何か御意見はございますか。

特にございませんようでしたら、これについては了承とさせていただきます。

(同意あり)

阿藤部会長 続きまして、2の(1)イですが、「5年前の住居の所在地」についてです。平成22年国勢調査では、「5年前の住居の所在地」において、「5歳未満の子供」の移動情報を把握することを計画しています。これについては、地域別の将来人口のよりの確な推計につながるものであることから、適当といたしました。

しかし、後段で「ただし」ということで、「5年前の住居の所在地」については、報告者がいつの時点の市町村の名称を記入すればよいのか、混乱が生じないようにする必要があるので、本日、調査実施者からの御提案を先取りする形で、調査票への明記が必要である旨を記載しています。これは、今御説明があったところです。

これについて、何か御意見がございますか。

井上専門委員 意見というよりは、確認させていただきたいのですが、5歳未満の子供の移動情報の把握に当たり、その質問の文言が結構議論になったと思いますけれども、最終的にどういう文言になったか、もう一度教えていただけないかと思います。ふだん、出生当時住んでいた場所云々、母親の云々という議論があったと思います。

加藤総務省国勢統計課長 細かいところは、これから詰めないといけないと思っておりますが、調査票上では、ここに書いてあるとおりでございます、7番のところ。一番下のところに指摘の説明を記述しています。

井上専門委員 ふだん母親が住んでいた場所を記入してください。これで原案という形ですか。たしか違っていたのではないのでしょうか。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 「母親が」という文言については、この部会の中でも賛否両論があったと思いますので、調査票上は本日お配りさせていただいた審議の参考として配布した資料にございますとおり、子どもについて記入するというところでございますので、子どもが出生当時ふだん住んでいた場所ということにしたいと思っております。

井上専門委員 「母親」という言葉は入れないのですね。

奥野総務省国勢統計課統計専門官 はい。例えば調査票とともに配ります「調査票の記入のしかた」に、「母親が住んでいた場所」を例示として入れることについては、その方が明瞭であるかもしれませんので、それについては、今後検討させていただきたいと思っております。

井上専門委員 この件は、答申とは直接は関係ない、細かな話なのですか。

加藤総務省国勢統計課長 これから文言については詰めますけれど、母親を強調してし

まいりますと、実家に帰って、あるいは病院で、というような記入のおそれがありますので、「調査票の記入のしかた」で、誤解のないように説明内容を工夫したいと思っています。

井上専門委員 私は「母親」という言葉は入れない方がよいと思っています。「調査票の記入のしかた」の方は別ですけれども、調査票には、「生まれた人は出生当時ふだん住んでいた場所を記入してください」というこの文言がよいと思います。

浜東総務省統計審査官室調査官 第16回の当部会の結果概要のところで、この件については、早瀬専門委員、津谷臨時委員から御意見をいただきまして、「母親」という文言は取るという方向で進んでいます。最終的に「母親」という文言が取れることを、最終的に承認のときに確認させていただきます。

井上専門委員 そういう理解でよろしいのですね。ありがとうございます。

阿藤部会長 井上専門委員は、それを特に答申案に書くかどうかという話ですか。

井上専門委員 答申案に書くかどうかは、どうなのでしょう。

浜東総務省統計審査官室調査官 その部分については、承認のときに確認させていただきます。部会の中で「母親」という文言を取ることは、十分認識しておりますので、その方向で承認の際に確認させていただけないでしょうか。

井上専門委員 それで結構です。

廣松委員 よろしいですか。

私も今のまとめでよいと思いますが、今日参考資料として配っていただいたものを見ると、大変細かいことですが、「平成17年10月1日より後に生まれた人は、出生当時ふだん住んでいた場所を記入してください」というのが原案だろうと思います。これは10月1日なのですか。2日なのですか。平成17年10月1日に生まれた人は、記入の対象になるのですか。

加藤総務省国勢統計課長 なかなか難しい質問です。調査上の概念上は、10月1日午前0時に生まれた人は調査対象に含めて、です。午前0時のその瞬間に生まれた人は含めるということになっています。

廣松委員 はい。

阿藤部会長 そういうことで、適切にお願いします。

ただいまの「5年前の住居の所在地」の把握ということについて、これで了承ということでもよろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、「理由等」の「調査事項」のウの家計の収入の種類の削除ということでございます。これについては、部会では特に異論がございませんでしたので、適当ということにしていますが、これについて何か御意見がございませうか。

よろしいですか。

(同意あり)

阿藤部会長 では、これは了承ということにさせていただきます。

それでは、エの就業時間の削除です。これについても、結論としては、就業時間の削除

はやむを得ないとしています。

その理由といたしましては、これまで就業時間というのは、「従業上の地位」の「雇われている人」の区分と組み合わせて集計を行うことに利用されてきました。それによって、正規・非正規という雇用形態を把握しようという目的があったということでございます。

しかし、今回、雇われている人の区分を、雇用形態を直接把握するものに変更することに伴いまして、就業時間については、他の調査事項と比較して把握の必要性が低下することになります。更に就業時間については、他の公的統計、例えば労働力調査とか就業構造基本調査、賃金構造基本統計調査等の基幹統計ですが、これらによって整備されていて、代替情報が確保されているということでございます。

これらの状況を踏まえまして、就業時間自体は非常に重要な情報、特にワーク・ライフ・バランスということ言えば、時節的にも重要な情報ではありますが、国勢調査における就業時間の削除は、この際やむを得ないということにしています。

これについて、何か御意見はございますか。

廣松委員 この部会の結論には、特に異存はありませんが、ただ、書き方として、例えばウの のところで「他の公的統計において」とあり、それと同じ文言が、エの項目の下から2行目、「他の公的統計において代替情報が云々」とあります。今の部会長の説明では、具体的に調査の名前を挙げられたわけですけれども、統一する意味で、ここの「他の公的統計において」というところに、具体例を挙げる必要はないのでしょうか。

阿藤部会長 これは事務局の判断はどうでしょうか。従前の例ではどうなっているのですか。

浜東総務省統計審査官室調査官 今、部会長から御説明がありましたけれども、例としては、労働力調査、就業構造基本調査、それから毎月勤労統計調査など、かなり多岐にわたっています。すべて書くかどうかということもございますので、できればこの「他の公的統計」という表記とするのがよいのではないのでしょうか。

阿藤部会長 いかがでしょうか。

廣松委員 そこは私も特にこだわりません。両方の平仄が合っていれば、それでよいと思います。

阿藤部会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、これにつきましても、了承ということによろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

オの「住宅の床面積の合計」の回答方法の変更でございます。従来は具体的な数字を書き込むという方式でございましたが、これを選択肢方式に変更するということです。

これにつきましては、回答しにくいと感じる世帯の割合が大変高いという事項であったということ踏まえて、記入の簡素化を図るというものであることから、適当としています。

これについて何か御意見はございますか。

嶋崎専門委員 これは確認ですけれど、今回、選択肢になってすべて「平方メートル」の形となり、「坪」の表記がなくなっています。「坪」の表記については「調査票の記入のしかた」で対応していただけるかは、承認と併せて確認していただけるということで、よろしいでしょうか。

加藤総務省国勢統計課長 そのとおりです。

嶋崎専門委員 分かりました。

阿藤部会長 ほかにございますか。

それでは、この住宅の床面積の記入方法を選択肢方式にするということについて、了承ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

阿藤部会長 では了承とさせていただきます。

以上で、調査事項の部分は終わりました、2ページ目の「(2)調査方法等」に移ります。最初のアの多様な調査方法の導入及び精度確保のための措置ということでございますが、平成22年国勢調査においては、大きな変更点がある、この調査方法に関するものです。封入提出を原則とすること、郵送にする提出を可能とすること、それから、モデル地域におけるインターネットによる回答を可能とすること、この3点が大きな変更です。

封入提出方式の全面導入については、調査票の提出に対する抵抗感、いわゆるプライバシー意識に関係した抵抗感を和らげるということによって、調査票の円滑な提出につながようとするものです。

それから、郵送提出方式の併用及びモデル地域におけるインターネット回答方式の併用については、例えば昼間は不在であるために調査員に会いたくても会えないといった世帯でも、この調査票を円滑に提出できるようにするという事をねらっています。

一方、これらの調査方法の変更によって、調査精度への影響を懸念する意見もございません。調査票の回収段階で、調査員が調査票を配布したすべての世帯を訪問して、調査票の提出を促す措置を講ずるということにしています。更に調査票が提出されていない世帯がある場合には、調査員が直接訪問をし、調査票を回収することとしています。

また、回答が得られなかった世帯については、従来から行っている聞き取り調査に加えて、住民基本台帳等の活用や、統計法第15条に基づく関係者に対する質問を行って、最低限必要な情報を入手するというにしています、調査精度をそれによって確保することとしています。

以上の点を踏まえまして、この調査方法の3点に関する変更について、適当といたしました。これについて何か御意見はございますか。

廣松委員 調査方法に関しては、かなり前の段階で、有識者懇談会の報告書の中で、こういう形の提案がされています。それが世間に公表されており、大きく変えることは不可能だろうと思いますので、私は原則としてこれでよいと思います。

ただ、この部会で少し議論になった点の確認という意味ですが、提出方法が多様化し、3種類になり、その上調査員の方が配布した世帯を訪問するということですが、そのとき

既に調査票を提出している世帯あるいはインターネットで答えている世帯の把握をうまく反映させないと、かえって反発を招くというようなところがあるのではないかと思います。その点については調査実施部局である統計局のほか、市区町村の担当部署との連携も含めて、是非円滑に行えるように配慮していただきたいと思います。

それから、もう1点としては、今回、住民基本台帳の活用ということが明記されたということに関しては、私は大変高く評価したいと思います。

その2点に関して、調査方法等のこれまでの部会の議論を踏まえて確認という意味で申し上げておきたいと思います。

阿藤部会長 特に文面の変更という意味ではないでしょうか。

廣松委員 その意味ではございません。

阿藤部会長 おっしゃるとおり、これは今回の一番大きな変更点でありまして、もちろんプラス面は非常に大きいのですが、ある意味でマイナス面といいますか。特に複数に方法がまたがると混乱を起こすおそれがあり、その間の連携が非常に重要になってきますので、調査実施者の方では、これは都道府県や市町村、特に現場が一番大変ですけど、そのあたりの御努力をお願いしたいということです。

ほかに御意見はございますか。

それでは、この部分につきましては、当部会として了承していただくということによるでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

続きまして、イのコールセンターの設置についてです。

コールセンターの設置については、過去に実施した就業構造基本調査や住宅・土地統計調査の経験もありまして、調査の円滑な実施につながるということが見込まれることから、適当と書いてございます。

これについて何か御意見はございますか。

嶋崎専門委員 直接この答申案に関わることではないのですが、コールセンターを今度、民間委託することについて、就業構造基本調査において以前審議した際に、同じく民間に調査自体を委託するということも議論になって、モデルで実施されたかと思いますが、国勢調査については基本的な、最も根幹となる統計調査であって、その責任はやはり国、都道府県、市町村一元のもとでという理解で、調査自体の委託には適さないという考えがあることから、直接ここで審議に挙がらなかったと理解してよろしいのでしょうか。

前回の就業構造基本調査を議論したときにも、この民間の調査会社に委託するというのが話題になりましたので、少し気になって伺いました。

阿藤部会長 回答は事務局がよいですか、実施者の方がよいですか。

加藤総務省国勢統計課長 今の件に関してですけど、統計調査において民間事業者を活用するという点について、それが適する、適さないという考え方がある。ただ、統計委員会の基本計画の中に、基本的な考え方が出されていますので、それに沿って、私ども

は考えているところです。

今回の国勢調査について言えば、先ほど部会長のお話もありましたが、調査方法を多様化するということが、市町村における調査員に対するフォローというのが重要になってくると思っています。

そのために、市町村全体の事務量を減らしてといたしますか、調査の実査支援といたしますか、それがカバレッジの面で非常に重要だと思っています。そのような観点から、コールセンターは、是非ともやらせていただきたいと思えます。これにより市町村職員が調査員の支援に力を注ぐことができ、カバレッジ確保をしていきたいということでございます。

特に、嶋崎専門委員から就業構造基本調査における審議状況に関する報告がありました。民間活用の基本原則とは、統計調査の場合は、精度をよくしましょう、お金を安くしましょうと、この二つを両立させることであります。しかし、就業構造基本調査の結果を見ると、それが実現していないと見ざるを得ないと、私は思っています。これは言い過ぎかもしれませんが、逆に言えば、民間事業者に向き、不向きがあるのだらうと思えます。調査全体としてお互いに得意とするところを相補って、全体としてよい仕組みにできればいいというふうに思っています。

そういう意味で考えると、実査の部分、世帯との面接の部分というのは、まだまだやはり民間活用にはなじまない部分がある。世帯がどれだけ理解して協力するか、信頼するかというそういった話なのですけれど、そこにはなかなかまだ問題があると考えています。

国勢調査はやはり基本中の基本で、そのカバレッジが大事です。ほかの調査に与える母集団といいますか、フレームとしての影響もありますので、私どもとしては公の仕事というような意味で、嶋崎専門委員が今おっしゃったような、総務省、都道府県、市町村が一丸となって責任を持ってしっかりとやっていきたいということでございます。

阿藤部会長 それは今回の調査については、そうだということですが、その後はいかがですか。

加藤総務省国勢統計課長 先のことは分かりませんが、一つは就業構造基本調査において、世帯に対するアンケートを実施しています。その結果を見ると、どちらでも気にしないという人が、一定程度、1割、2割います。

一番私どもがこういう調査で気にしているのは、絶対この人でなければ嫌だというという人がどれくらいいるかということです。

例えば就業構造基本調査の世帯アンケートの場合、1割程度の方は、例えば民間でもいいというようなことを言っているのですけれど、それをはるかに上回り、市の職員が調査に携わってもらわないと困るという意見が、はるかに多いのです。

一番調査員が苦勞するのは、何割かの人が結構調査に対して非協力的な方がいらっしゃるということです。そういう人に対する部分に、苦勞されているわけです。民間でもよいという人が多ければ、将来はそういう方向に向かうのかなと私は思っていますけれども、少なくとも現状では、例えば就業構造基本調査で見ると、市の職員が調査を実施してくださいという意見がはるかに多いので、やはりこの方法で実施するべきだらうと私は思ってい

ます。

阿藤部会長 ありがとうございます。何かございますか。

廣松委員 調査の対象である国民の反応に関しては、今、実施部局が御説明になったとおりだと思いますが、もう少し実査の実態という意味で言うと、民間の事業者が単独でこれだけの統計調査員の数を確保するというのは、今は不可能な状況にあると思います。

そうすると、複数の事業者に委託をすることになりますが、そのような場合、事業者間の連携や調整の必要があり、民間の事業者に委託することに伴う、余分なというところちょっと語弊があるかもしれませんが、今まで想定していなかった作業も出てざるを得ないと思います。

それと、先ほど実施部局からも御説明がございましたとおり、基本計画の中で、根幹をなす統計調査に関しては、民間の事業者の活用に関しては、慎重であるべきであると書かれていますので、私は少なくとも平成 22 年の国勢調査は、その線に沿ってやるべきであるし、恐らく次々回といいましょうか、平成 27 年も含めてまだしばらくの間は、現在のよう形の調査方法をとっていくのが適当ではないかと思えます。

しかし、ここに掲げられていますコールセンターの設置に関しては、これは部会長が御紹介なさったとおり成功例というか、うまくいっている例がありますので、コールセンターについてはこのとおりというか、もう少し強調してもいいのかなという印象を持ちます。

具体的に、ここでは、市町村の負担を軽減する。それから調査の円滑な実施に資すると書かれていますが、それプラス、統計局も含めて調査実施業務の効率化という意味もあると思いますので、これはほかの方々の御意見によりますが、もう少し付け加えて強く言ってもいいのかなというのが、私の印象です。

阿藤部会長 ありがとうございます。

後者の方ですが、文面としては、「調査の円滑な実施に資する」という抽象的で広い文章になっていますので、もし個別に書くとまた少し長くなるのかなという感じがします。

ほかの委員の皆様はいかがでしょうか。井上専門委員、いかがですか。

井上専門委員 文面としてはこれぐらいでいいのではないかと思います。

阿藤部会長 ということですが、いかがでしょうか。

廣松委員 結構です。

加藤総務省国勢統計課長 私の方から一言よろしいですか。

今、廣松委員がおっしゃったことに関連するのですが、コールセンターについては、私どもの調査でいうと、就業構造基本調査、それから先だって行われた住宅・土地統計調査で、やはりこの効果があるということは実証されたと、理解しています。

調査方法を多様化することによって、照会がものすごく多くなる可能性があります。したがって、全体の業務量が、効率化に資する、という意味でも、このコールセンターは民間の得意とする分野だろうと思います。

もちろん、我々の方で数百問の質問にわたるマニュアルを作って渡します。これまでの例で実証されているというニュアンスや、調査方法の多様化に伴っているいろいろと照会が増

えてくることを想定して、市町村の全体としての事務の効率化に資するというニュアンスが少しあるとより適切であると思えますし、実際そうだろうと思っています。

阿藤部会長 ということですが、どうでしょうか。

浜東総務省統計審査官室調査官 先ほど調査実施部局からありました、他の調査において効果があったというところでございますけれども、これについては、今までの3回の部会の中で個別に検討は行われていないと、事務局としては認識しております。

それで、そこを具体的にこの答申に書くということとなると難しいのではないかと思います。阿藤部会長と相談をしないといけないのですけれども、「効率的」という廣松委員からのご意見もいただいていますので、そのあたりの言葉をどう付け加えるか、部会長とまた相談させていただければと思います。

阿藤部会長 御意見もございましたので、そのようなニュアンスが出るように文章を少し工夫してみたいと思います。

ということで、その点は御了解いただいたということで、先ほど国勢調査の実査の民間活用ということが、嶋崎専門委員から御質問があったのですが、これについて調査実施部局の方から、基本的な考え方の御説明がありました。

廣松委員からもお話がありましたように、統計法に基づく基本計画の中で、標本調査とは別で国勢調査については、全体の母集団情報でもあり、調査対象が欠落するということは、ほかの調査に非常に大きな影響を与えるということもあって、民間に実査を委ねることについて、慎重であるべきという一言が入っています。

そういうことを踏まえて、もちろん、調査実施部局も未来永劫そうしないというわけではなく、情勢を見ながらということですが、更に御意見がもしあれば、どうぞ。

嶋崎専門委員 いえ、結構です。

阿藤部会長 ということで、民間委託の中の、一つの要素としてのコールセンターを設置することについて、御了解いただけたということによろしいですか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

それでは2ページの後段で「(3)集計事項」の方に移ります。

アでございます。平成22年の国勢調査では、非正規雇用等の集計事項を拡充する計画としています。これについては、「我が国の実態を一層的確に把握するものであることから、おおむね適当」としています。

「おおむね」としている理由は、外国人の教育に関する集計事項の追加の必要があることによるものです。また、事前に「答申の素案」をお配りしたときには、記載していませんでしたが、母子又は父子世帯の配偶関係の集計に利用する分類区分について、本日の調査実施者の説明を踏まえまして、詳細にする必要があるということです。この2点が付け加わったということで、「おおむね適当」という文章になっています。

これについて、何か御意見はございますか。

廣松委員 私はこれでいいと思います。母子又は父子世帯の配偶関係については、今日

の議論を踏まえて、一番最後の文章が少し気になるというか、分類区分を詳細にする必要があるという書き方ですが、これは従来よりも詳細にするということですね。配偶関係については、それ以上には詳細にはできません。

だから分類区分を詳細にするというより、何かもう少し適切な表現の方がよいのではないかなという気がいたします。

阿藤部会長 配偶関係の区分というのは決まっています、それを変更するわけではない。しかし、集計に当たって、今までまとめていたものを、きちんと4分類で集計することなので、それを的確に表す言葉をまた検討させていただきます。

廣松委員 はい。お願いします。

阿藤部会長 ほかにございますか。

それでは、ただいまの点を踏まえた上で、この点について了承ということによろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

それでは、イの「人口速報集計」並びに「産業等基本集計」の公表時期を従来よりも延ばすという計画になっています。

これについては、これまで議論があったような調査方法の変更に伴って調査票の回収に係る期間の長期化ということなどを踏まえてやむを得ないとしています。

これについて何か御意見はございますか。

加藤総務省国勢統計課長 私どもからよろしいでしょうか。

この公表時期を少し延ばすという話で、なかなか考えにくいことなのですが、今回はやむを得ないものとして、御理解いただいてありがたいと思っています。

私どもが基本的に趣旨とするものについて、1点抜けているかなと思っているのは、結果精度の話です。答申案文を見ると、調査方法の変更に伴って期間が延びることと、市町村の負担軽減を図るためという記述なのですが、実際にそのとおりなのですが、どちらかというとし町村事務全体の負担軽減を図りつつも、結果の精度を担保するためということなのです。

その趣旨をいいますと、一つは速報集計について言えば、今回の調査は特に選挙区の画定に直接に用いるということがありますので、例えば慌てて精度の低いものを公表するより、慎重に審査をして、従来より1か月はずれますけれども、正確性を期したものを公表する方を選択したいというのが趣旨です。

それから、第2次基本集計の関係なのですが、調査方法の多様化に伴って、市町村の方には、実査支援とかフォローアップ回収などという事務に重点を置いてカバレッジを確保したいということなのです。

このようなことを勘案しますと、産業大分類の格付や、従来行っていることがあるそかになってしまう可能性があります。産業分類の結果精度が低下するということにもつながりかねません。

それは問題だと思っていますので、産業分類の格付を統計センターで一括して行うということで、全体的な精度を確保していきたい。このように、精度確保の点があるということ、この答申案文の中に一つ入れていただきたいということでございます。

阿藤部会長 何かこれについて、御意見ございますか。

廣松委員 今回の調査実施部局からの提案に関して、私も極めて妥当であると思います。調査方法の変更に伴い、いろいろ態勢等が変わるわけですが、その中で精度の確保を維持しつつという記述をどこかに入れる必要があると思います。

このままでいきますと、特に先ほど産業大分類の格付事務の主体を、市町村から独立行政法人統計センターに変更することになり、統計センターが格付するから少し遅れるのだというようなニュアンスにも読めないこともないので、そこも少し修正をした方がよいと思います。

浜東総務省統計審査官室調査官 おっしゃることは、非常に分かりました。

1点確認でございますけれど、今のトーンでいくと、市町村が産業大分類の格付を行うと、若干精度が落ちるとも聞こえますので、もしここを仮に修正する場合には、事務を一元化させて精度を向上させるというような表現とできるか、また相談させていただいてよろしいでしょうか。

阿藤部会長 はい。市町村に悪いイメージとなる記述は問題ではないかということです。

ただ、おっしゃるように、結果精度を確保するというのは、正当な理由でもありますので、市町村や調査の精度に配慮した文案を考えるということで御了解いただきたいと思えます。

ほかにございますか。

それでは、特にございませんようでしたら、実施時期の延伸ということについて、今の点を踏まえ案文を修正するというところで了承ということによろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

次はウでございますが、これは公表時期の早期化、特に「職業等基本集計」の公表を早めるということでございますので、特に部会では異論がございませんでした。適当となっておりますが、これについてはよろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 拙速では困りますけれど、早くなることについては、特に反対はございません。それではこれは了承ということですよ。

3ページ目に参りまして、エの集計対象の変更です。平成22年の国勢調査では、「人口速報集計」における集計の対象を総人口及び総世帯数に限定することを計画しています。

これについては、調査方法の変更等の状況を考慮し、従来公表していた男女別の人口をやむなく集計しないということにしたものです。これは調査方法の変更に伴う、やむを得ない措置としています。

これについて、何か御意見がございませうか。

廣松委員 これは、この論点を議論したときにも申し上げたことですが、男女別人口は、将来人口を推計するときに、基本的なデータですから、遅れることに伴い将来人口推計の作業に特に大きな悪影響は出ないということをもう一度確認していただければと思います。

それと、これは文章のことですが、「これについては」というところで「昼間不在世帯等の増加及び個人情報保護意識の高まりによる国勢調査を取り巻く環境の変化に伴う調査方法の変更」とありますが、この「昼間不在世帯」から「環境の変化に伴う」という修飾語は、それはどちらかというところ、調査方法のところに入れての方が、よいのではないかなという印象を持ちました。

少し戻って恐縮ですが、2ページの「(2)調査方法等」のところでは、いきなり計画アのところで、「計画である」等々という書き方になっています。調査方法を変更せざるを得ないような大きな状況の変化というか、あるいはここでいう環境の変化という意味では、ここに入れての方が文書として落ち着くのではないかなという気がします。

阿藤部会長 ということですが、これは調査方法の変更についての理由付けということのを、むしろ調査方法2ページの(2)の冒頭の方に書いて、逆に言うと、こちらの方はもう少し簡潔にということですね。

という御提案ですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

嶋崎専門委員 私もそれが適切かと思えます。

阿藤部会長 ありがとうございます。

それでは、今回は特にこの調査方法の変更が一番大きな論点になっていますので、これについての理由を2ページの「(2)調査方法等 ア」の部分に、今の3ページのエの部分の文章を工夫して入れ込むという形で修正をし、そして今のエの部分については、もう少し簡素化するというところで修文をしたいと思います。それを含めて、このエの部分について御了解いただけますか。

(同意あり)

阿藤部会長 では、御了解いただいたということにさせていただきます。

最後になります。「3 今後の課題」というところです。

今後の課題としては、平成27年の国勢調査の企画を行うに当たっては、平成22年調査の実施状況や、社会経済情勢の変化を踏まえ、調査事項、調査方法等について、更に改善を行っていただくことを求めています。これは当然といえば当然ですが、公的統計の整備に関する基本的な計画、いわゆる基本計画においても同様のことが求められています。特に今回は調査方法を大きく変えますので、念押しの意味で記載しているということです。

本部会では調査方法を大きく変える中で、試験調査の結果などから、調査員の役割の重要性を指摘する御意見がございましたし、インターネット回答方式の将来性を指摘する御意見もございました。

このように、調査方法に関しては、平成22年調査の結果を広く検証していただき、より円滑かつ正確な調査が可能となるように、検討を行っていただくことが必要ではないかと

考える次第です。

また、調査事項に関しても、本部会でもいろいろ御提案がございました。

当然のことながら、調査事項を追加するということは、世帯に記入の負担をお願いすることになりますので、何でもというわけにはまいりませんが、国勢統計としてふさわしい事項か否かを考慮しながら、国勢調査の調査事項を検討していただくということが必要ではないかと思われまます。

このような考えの下に、更なる改善という課題を記載させていただきました。

さらに、「なお」以下の部分でございますが、上記と合わせて御検討いただきたい事項として、調査票様式の見直しを記載しています。

部会審議の中では、調査事項に関わるさまざまな制約の一つとして、調査票のスペースの問題がたびたび挙がっていました。それに対してスペース問題を解決する方法の一つとして、もちろん、これは紙を大きくするなど、いろいろあるわけですけれども、例えば今のサイズでの調査票様式を工夫する。例えば今の4名連記式から3名連記式に変えてはどうかという御意見もございましたので、平成27年調査に当たって、そういった見直しの可否についても御検討をいただく必要があると、書いてございます。

これについて何か御意見がございませうか。御提案をした廣松委員、いかがですか。

廣松委員 答申案で、今後の課題として取り上げた場合には、次回の調査に当たってはなるべくそれを実現していただくという主旨で書かれるということが、今までの慣例になっています。

前半部分とはともかく、後半部分の変更等に関しては、是非御検討いただきたいと思います。

前半部分に関しては、国勢調査につきましては、事前の準備が、かなり前から十分になされまますし、次回平成27年調査においても当然、しかるべきタイミングに合わせて、十分な態勢がとられ、検討が加えられることと思いまますので、それを是非実行していただきたいという趣旨で、私はこれでよいと思いまます。

阿藤部会長 ありがとうございます。井上専門委員は、いかがですか。嶋崎専門委員は、いかがですか。

(同意あり)

阿藤部会長 それでは、今後の課題ということで、この部分について、御了承いただくということによろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 はい。それでは了承とさせていただきます。

冒頭に戻りまして、1ページ目です。1番ですが、これは承認の適否ということです。今回の国勢調査の変更について、承認をして差し支えないと記載しています。これはこれまで項目ごとに審議をいただきまして、特に当初の調査計画の修正が必要とされた部分については、調査実施者において、しかるべき対応を行っていただくということを条件に、差し支えないとするものであります。いわば総論部分ですが、これを本部会の審議の結論

とすることについて、御異議はございますか。

(「異議なし」の声あり)

阿藤部会長 それでは、了承とさせていただきます。

それでは、本日の部会審議を踏まえまして、答申案については、何点か文案の修正等がございましたが、これは表現や字句の修正です。これにつきましては私に御一任いただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(同意あり)

阿藤部会長 なお、修正を行ったものについては、後日、事務局から委員、専門委員の皆様にお送りするという事にいたします。

それでは、少し念押しになりますけれど、答申案全体について、しかるべき修正を行うことを前提に、了承をいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

阿藤部会長 ありがとうございます。

本日は、冒頭に申し上げたように、定足数に達しておりませんので、あくまでも今日御出席の委員に御了承いただいたということで、更に御欠席の委員には個別に御了解をいただくこととします。本日については、そういうことで了承を得られたということでございます。

9月14日に開催される統計委員会におきまして、今回の検討の結果の概要を報告するとともに、答申案については、欠席の委員の了解をいただいた上で、私から報告することとします。

ということで、本部会における「国勢調査の変更について」に関する審議は、本日をもって終了となります。

6月から4回にわたって皆様方に精力的に審議を行っていただいた結果、本日、答申案をまとめることができました。

部会長として、皆様に御礼申し上げます。

特に専門委員の皆様方には、それぞれ御専門の立場から答申案を整理するに当たり、非常に有益な御意見をいただきました。改めて御礼申し上げます。

嶋崎専門委員 専門委員ですので、この場しかないので、申し上げます。

一つお願いがございます。国勢調査の回答状況の改善というのは、調査を取り巻く環境の変化から大変難しいと理解していますので、是非、国民へのアピール等々を積極的に統計委員会等でもやっていただけたらと思います。

阿藤部会長 はい。

廣松委員 よろしいですか。私も今の嶋崎専門委員の発言に大賛成です。その上で、補足させていただきます。

たしか経済センサスのときに、統計委員会委員長から委員長談話という形で発言をしていただいたと思います。

この国勢調査も経済センサスに相当する大変重要な国の基幹統計の中の根幹をなすもの

ですから、是非、委員長に国勢調査についても、談話のような形で何らかのアピールをしていただくように、部会長の方から統計委員会をお願いしていただければと思います。

井上専門委員 お二人の委員の意見と同じです。それ以上のことは、私は特にございません。ありがとうございました。

阿藤部会長 国勢調査の重要性というのは、もうたびたび言われていますし、統計法の中にも書き込まれるぐらい、国の基本的な根幹になる統計、先ほどの経済センサスと並んで調査統計として根幹をなすものでございます。しかし、昨今のさまざまな環境変化で、一部で不安を持たれているということもあって、今回、特に調査方法について抜本的な改革案が出たわけでございます。

今回の国勢調査がうまく成功して、そして平成 27 年調査、更に先までつなげていけるかどうかという、ある意味で非常に重要なタイミングでの国勢調査だと思います。

もちろん、調査実施部局の方でもさまざまな、今までも既に新聞発表等でこれについての重要性を訴えていらっしゃるけれども、これから更に効果的な広報といえますか、国民の理解を得るという努力を続けられると思いますので、その点よろしく願いいたします。

同時に今、廣松委員からもお話がありましたように、部会から直接というわけにはいきませんので、当然のことながら統計委員会で答申をするという段階などにおいて、統計委員会の竹内委員長の方から機会をとらえて、国勢調査の意義、重要性を訴えていただくようお願いをしたいと思います。

ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。